

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間

令和4年1月14日

指名停止措置を行いました ～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、藤川電設工業株式会社及び同社代表取締役等が、労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたことから、指名停止1ヵ月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

藤川電設工業（株）は、旭川市内の一般工事現場（北海道開発局以外の発注工事）において、作業員がマンホールの蓋に右手を挟み負傷した事故を、同社の倉庫において負傷した事故という虚偽の内容で令和2年7月6日に旭川労働基準監督署に報告を行ったとして、令和3年10月22日に同社及び同社代表取締役等が労働安全衛生法違反で旭川簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和3年11月9日にその刑が確定したため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
藤川電設工業株式会社	旭川市東鷹栖1条2丁目635-344

2. 指名停止措置期間：令和4年1月14日～令和4年2月13日（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止等措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 課長 補佐 五十嵐 輝（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 野上 浩也（内線5499）



北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>